

魚津市中小企業等及び中心商店街活性化支援事業助成金一覧

助成対象事業	助成金交付要件	助成対象経費	助成金の額	助成金の限度額	助成金の交付申請期間等	
新規創業奨励助成事業	魚津中小企業相談所の指導を受けて新規創業すること。		20万円		新規創業後、半年を経過した時点から3か月以内	
経営革新助成事業	中小企業経営革新支援法に基づく「経営革新計画」の承認を受けていること。		20万円		「経営革新計画」の承認を受けた日以降3か月以内	
産学協同研究助成事業	市内中小企業が北陸職業能力開発大学校または富山大学と協同研究や開発を行うこと。	協同研究に要する研究経費（人件費を除く。）	助成対象経費の2分の1	20万円	事業実施前かつ研究実施確定後	
特許等取得助成事業	市内中小企業が弁理士に依頼し、産業財産権を取得すること。	出願に係る弁理士費用	助成対象経費の4分の1	20万円	出願後3か月以内	
経営革新等アドバイザー受入助成事業	経営の向上を目指す意欲のある中小企業が、(財)富山県新世紀産業機構の派遣するアドバイザーを受け入れること。	アドバイザー受入のために必要な経費で、受入中小企業が負担しなければならない金額	助成対象経費の2分の1	4万円	受入終了後3か月以内	
販路拡大助成事業	ビジネスフェア等出展	自社で製造・販売している商品等を県外かつ国内に出展すること。	出展に要する会場使用料（出展料、出展小間料）	助成対象経費の2分の1	5万円	事業実施前かつ出展確定後
	ビジネスフェア等出展（海外）	自社で製造・販売している商品等を国外に出展すること。	出展に要する会場使用料（出展料、出展小間料）、通訳報酬及び展示品運送費		20万円	事業実施前かつ出展確定後
	ホームページ作成	自社のホームページを新規に作成すること。（既にホームページを有している事業所は除く。）	作成委託料、ホームページ作成に必要なソフト購入費		5万円	事業実施前かつ委託契約締結後
	商品パッケージ作成	複数の市内中小企業で組織する組合等が共同で商品パッケージを新規に作成し、販売促進に寄与すること。ただし、助成は1組合等に対し1回限りとする。	商品パッケージ作成に必要な開発費、印刷費、事務費		35万円	事業実施前かつ委託契約締結後
中心商店街開業支援事業	魚津中小企業相談所の指導を受けて、中心商店街におい	①初年度は、内外装・什器備品等の設備	助成対象経費の2分の1以内	①初年度は100万円	事業実施前かつ賃貸契約締結後。ただし、最低継続	

	て新規開業すること。	資金、その他商品材料仕入れ・経費支出項目（家賃・給与等）の運転資金 ②2年度及び3年度は、家賃のみ		②2年度及び3年度は30万円	営業期間を営業開始日より3か年とし、期間満了前に廃業等の場合は、補助金の全額を魚津市に返還すること。
魚津中央通り名店街チャレンジショップ支援事業	魚津中小企業相談所の指導を受けて、魚津中央通り名店街チャレンジショップにて、新規出店すること。ただし、出店期間は営業開始日より1年とする。	家賃	月1万5千円 （年間18万円）		事業実施前かつ賃貸契約締結後

備考 この表により算定した助成金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

所在地

事業所名

代表者名

印

年度魚津市中小企業等及び中心商店街活性化支援事業助成
金交付申請書

年度において、魚津市中小企業等及び中心商店街活性化支援事業を
実施したいので、魚津市中小企業等及び中心商店街活性化支援事業助成金
金 円を交付されるよう魚津市中小企業等及び中心商店街活性化
支援事業助成金交付要綱第 5 条の規定により、次の関係書類を添えて申請し
ます。

記

申請額

円

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 交付要件を証する書類
- 4 その他

様式第2号（第5条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業所名
代表者名

年度魚津市中小企業等及び中心商店街活性化支援事業助成
金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市中小企業等及び中心商店街
活性化支援事業助成金について、魚津市中小企業等及び中心商店街活性化支
援事業助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通
知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付します。

交付条件

2 交付しません。

交付しない理由

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

所在地

事業所名

代表者名

印

年度魚津市中小企業等及び中心商店街活性化支援事業助成
金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市中小企業等及び中心商店街活性化支援事業助成金の交付決定通知があった魚津市中小企業等及び中心商店街活性化支援事業について、魚津市中小企業等及び中心商店街活性化支援事業助成金交付要綱第6条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業成績書
- 2 収支精算書
- 3 その他

様式第4号（第7条関係）

魚津市指令 第 号

所在地

事業所名

代表者名

年度魚津市中小企業等及び中心商店街活性化支援事業助成
金確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定をした魚津市中
小企業等及び中心商店街活性化支援事業助成金については、魚津市中小企業
等及び中心商店街活性化支援事業助成金交付要綱第7条の規定により、その
交付額を金 円に確定します。

年 月 日

魚津市長